

豊田市健康づくり応援物品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康づくりを応援するための物品の貸出しに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市民の健康づくりを応援するために健康づくりに資する物品を貸し出し、身近な場所で健康を意識できる機会を提供することで、市民に自身の健康に関心を持ってもらい、生活習慣の改善を目指してもらうことを目的とする。

(貸出対象物品)

第3条 対象とする貸出物品（以下、「物品」）という。は、別表1のとおりとする。

(貸出対象者)

第4条 物品を貸し出す対象者（以下、「貸出対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 豊田市在住、在勤、在学する人で構成された10人以上の団体
- (2) 自治区、コミュニティ会議及び高齢者クラブ
- (3) 豊田市に所在する学校教育法第一条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校
- (4) 豊田市に所在する株式会社、独立行政法人、社団法人、社会福祉法人等、法人格を有する団体
- (5) その他、市長が認める法人及び団体

(貸出条件)

第5条 貸出対象者は、次の各号に掲げる条件を全て満たすこととする。

- (1) 物品を、健康づくりが主な目的である講座、イベント等で使用すること。
- (2) 物品の貸出し、返却は市が指定する場所で行うこと。
- (3) 物品を豊田市内で使用すること。
- (4) 物品を営利、勧誘目的で使用しないこと。
- (5) 物品を転貸しないこと。
- (6) 別表1に掲げる物品のうち、体成分分析装置を借り受ける場合は保健師、看護師等、保健指導を実施できる者が取り扱うこと。
- (7) 前条第4号及び第5号に規定する貸出対象者の場合は、所属者以外の参加に努めること。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は1回の申請につき貸出日から31日以内とする。ただし、別表1に掲げる健康チェック物品は、1回の申請につき貸出日

から7日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は特別に必要があると認める場合、貸出期間を延長することができる。

(申請)

第7条 物品を借り受ける貸出対象者は、豊田市健康づくり応援物品貸出申請書(様式第1号)を、貸出日の31日前までに市長に提出しなければならない。

(貸出回数)

第8条 貸出回数の制限は設けないこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表1に掲げる健康チェック物品のうち、体成分分析装置及び血管年齢測定器の貸出しは、同一の貸出対象者に対して同一年度内で2回までとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は特別に必要があると認める場合、貸出回数を超えて貸し出すことができるものとする。

(貸出決定)

第9条 市長は、第7条の規定により物品の貸出申請があったときは、その内容を審査し、同一年度内の貸出回数を踏まえて、貸出しの可否を決定し、貸出対象者に通知する。

- 2 市長は前項の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付すことができるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、物品の貸出対象者が次のいずれかに該当するときは、物品の貸出しの決定をしないことができる。

(1) 法人等(法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。)の役員等

(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴

力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(運搬及び維持管理)

第10条 貸出期間中の物品の運搬は貸出対象者が行い、運搬及び維持管理に要する経費は、貸出対象者の負担とする。

(貸出対象者の責務)

第11条 貸出対象者は、取扱責任者の責任の下、借受けから返却するまでの間において、注意を払って管理する。

2 貸出対象者は、物品の使用に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 取扱説明書が付属されている場合は、取扱説明書に従い、適切に使用すること。

(2) 物品を処分し、又は目的外に使用しないこと。

(3) 物品を転貸し、又は譲渡しないこと。

3 貸出対象者は、物品の使用による事故、怪我が発生しないように、安全確保に努めることとし、使用中に事故、怪我が発生した場合、直ちに使用を停止し、事故、怪我人への対応を行うこと。

4 貸出対象者は、感染症の対策を講じるなど、物品の衛生管理に努めること。

(貸出決定の取消し)

第12条 市長は、貸出対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出決定の全部又は一部を取り消し、物品を返却させなければならない。

(1) この要綱又は貸出決定をするときに付した条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は物品の使用に関し不適切な行為があったとき。

(3) その他物品の使用を不適切と認めたとき。

(損害賠償)

第13条 市長は、貸出対象者が故意又は過失にかかわらず、貸出物品を亡失し、又は破損させた場合は、貸出対象者に現品又は市長が相当と認める金額をもって、賠償させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

項目	番号	物品
健康チェック物品	-	血圧計、体組成計、握力計、棒反応、長座体前屈、ストップウォッチ、デジタルタイマー、血管年齢測定器、体成分分析装置
健康づくり学習教材（歯科）	①-1	歯列見本シート
	①-2	かみかみセンサー
	①-3	DVD「かむことの大切さ」
	①-4	DVD「みんなで歯磨き」「ピカピカの歯」
	①-5	いい歯の心得8か条チラシ
健康づくり学習教材（たばこ）	②-1	タール瓶
	②-2	タバコマウス
	②-3	タバコと肺
	②-4	NO SMOKING
	②-5	シリコン製肺モデル
健康づくり学習教材（食育）	③-1	エプロンシアター「何でもたべる元気なまあちゃん」
	③-2	エプロンシアター「げんきいっぱい健康エプロン」
	③-3	そのまんま食材カード
	③-4	そのまんま料理カード第1集＜手軽な食事編＞
	③-5	そのまんま料理カード第2集＜ちょっぴりごちそう編＞
	③-6	そのまんま料理カード 食事バランスガイド編
	③-7	そのまんま料理カード 幼児食編
	③-8	フードモデル＜主食＞
	③-9	フードモデル＜主菜＞
	③-10	フードモデル＜副菜＞
	③-11	フードモデル＜嗜好食品＞
	③-12	フードモデル＜ファーストフード＞
	③-13	フードモデル＜コンビニ・インスタント食品＞
	③-14	フードモデル＜調理前後の野菜＞
	③-15	フードモデル＜赤・黄・緑別基本食品＞
	③-16	フードモデル＜塩分1gの食品＞
	③-17	フードモデル＜ラーメン＞
	③-18	フードモデル＜みそ汁＞
	③-19	フードモデル＜砂糖＞
	③-20	フードモデル＜あぶら＞
	③-21	おこしもの木型
	③-22	豊田市食育カルタ＜大判＞
	③-23	豊田市食育カルタ＜通常版＞
	③-24	塩分計
	③-25	糖度計
	③-26	箸の持ち方練習教材「豆つかみゲーム」

	③-27	C D 「たべまるのうた♪」
	③-28	のぼり旗「毎月19日はおうちでごはんの日
	③-29	のぼり旗「ただいま食育活動実施中！」
	③-30	のぼり旗「家族そろって楽しく食べましょう！」
	③-31	のぼり旗「よくかんで味わって食べましょう！」
	③-32	のぼり旗「みんなで楽しくいただきます！」
	③-33	タペストリー<減塩>
	③-34	タペストリー<糖尿病予防15箇条>
	③-35	タペストリー<栄養指導>
	③-36	砂糖含有量ペットボトル
健康づくり学習教材 (その他)	④-1	脂肪と筋肉の大きさ比較イメージモデル(各1kg)
	④-2	脂肪3kg
	④-3	脂肪1kg
	④-4	脂肪1kgと100gセット
	④-5	肥満模型
	④-6	血管モデル・模型<正常血管>
	④-7	血管モデル・模型<動脈硬化>
	④-8	血管モデル・紙製<動脈硬化>
	④-9	のぼり旗<プラス10>
	④-10	のぼり旗<アンバサダー>
	④-11	DVD「ちょいトレ ストレッチ&筋トレ」
	④-12	DVD「ちょいトレ 毎日筋活部」
	健康づくり学習教材 (パネル・タペストリー)	栄養-1
栄養-2		かんたん朝食アドバイス(パネル・タペストリー)
栄養-3		もっともっと野菜を!(パネル)
栄養-4		大地の恵み!すごいぞ野菜のチカラ(パネル)
栄養-5		野菜は1日350g以上食べましょう(パネル)
栄養-6		野菜をたくさん食べるためのコツ6か条(パネル)
栄養-7		食事バランスガイド(パネル)
栄養-8		バランスのよい食事は健康食(パネル)
栄養-9		食事のバランスとれていますか(パネル)
栄養-10		なぜ起こる、高血圧(パネル)
栄養-11		高血圧予防のための塩分チェック(パネル)
栄養-12		塩分をとり過ぎてしまった原因は?(パネル)
栄養-13		減塩食の工夫をしよう(パネル)
栄養-14		早わかり80kcalの食品と運動①(パネル)
栄養-15		早わかり80kcalの食品と運動②(パネル)
栄養-16		早わかり80kcalの食品と運動③(パネル)
栄養-17		飲物を上手にとろう!(パネル)

栄養-18	糖尿病予防のための食生活(パネル)
栄養-19	糖尿病を予防してエンジョイライフ(パネル)
栄養-20	骨粗鬆症を予防してエンジョイライフ(パネル)
栄養-21	LDLコレステロールが上がってしまった原因は?(パネル)
栄養-22	低栄養になっていませんか?(パネル)
栄養-23	高齢者は低栄養に気をつけよう!(パネル)
歯科-1	幼児期の歯みがきのポイント(パネル)
歯科-2	正しくみがけば一生もの(パネル)
歯科-3	むし歯になりやすいところ(パネル)
歯科-4	プラークの正体(パネル)
歯科-5	キシリトールでむし歯予防1(パネル)
歯科-6	キシリトールでむし歯予防2(パネル)
歯科-7	ママパパむし歯予防に心配りを(パネル)
歯科-8	歯周病の予防(パネル)
歯科-9	歯周病の原因(パネル)
歯科-10	デンタルフロスでプラークを取りのぞく(パネル)
歯科-11	歯ブラシはこまめに替えよう(パネル)
歯科-12	むし歯はバイキンでおこります(パネル)
歯科-13	知っておきたい噛む効果(パネル)
歯科-14	いい歯の心得8か条(タペストリー)
運動-1	からだを動かそう(パネル)
運動-2	ウォーキングで健康づくり(パネル)
運動-3	今日から始めるウォーキング(パネル)
運動-4	60分30分10分の身体活動で消費できるカロリー(パネル)
運動-5	ウォーキング前のストレッチング&準備体操(ウォーミングアップ)(パネル)
運動-6	ウォーキング後のストレッチング&準備体操(クーリングダウン)(パネル)
こころ-1	睡眠と健康(タペストリー)
こころ-2	理想的な一日の過ごし方(タペストリー)
こころ-3	もしかして心身症?(パネル)
こころ-4	増える自殺・その原因は?(パネル)
こころ-5	あなどれないストレス(パネル)
こころ-6	リラックス入門(パネル)
こころ-7	元気に年を重ねよう(パネル)
こころ-8	高齢者の心と身体(パネル)
こころ-9	自殺のサインを見逃さない(パネル)
こころ-10	自律訓練法でリラックス(パネル)

	こころ-1 1	快適な睡眠のために(タペストリー)
	こころ-1 2	見逃さないで！うつ病のサイン(タペストリー)
	こころ-1 3	うつを防ぐ生活習慣(タペストリー)
	こころ-1 4	身近な人の異変に気づいたら！(タペストリー)
	生活習慣-1	メタボリックシンドロームチェック(パネル)
	生活習慣-2	がん予防の8か条(パネル)
	生活習慣-3	気になるアルコール(パネル)
	生活習慣-4	メタボになった原因は？(パネル)
	生活習慣-5	溜め込んでいませんか？中性脂肪(パネル)

様式第1号（第7条関係）

豊田市健康づくり応援物品貸出申請書

年 月 日

豊田市長 様

下記のとおり申請します。

なお、貸出物品については、目的以外に使用しません。

団体名		代表者 (申請者)	
連絡先	住所： 〒 ー	電話：	
		FAX：	
使用日	年 月 日 ()		
貸出日	年 月 日 () 午前・午後 時		
返却日	年 月 日 () 午前・午後 時		
使用場所		使用目的	

健康チェック物品 ※「可否」の欄には何も記入しないでください。

貸出物品名	個数	可否	貸出物品名	個数	可否
アーム式血圧計			長座体前屈		
体組成計			ストップウォッチ		
握力計			デジタルタイマー		
棒反応			血管年齢測定器		
体成分分析装置 ^{※1}					

※1 保健師、看護師等、保健指導が実施できる者が取り扱うこと。

健康づくり学習教材

教材名	個数	可否	教材名	個数	可否
No.			No.		
No.			No.		
No.			No.		
No.			No.		

注意事項 ※注意事項を確認後、チェックをしてください。

- 必ず貸出期間をお守りください。変更したい場合は必ず御連絡ください。
- 物品の紛失や破損には十分御注意ください。（故意又は過失にかかわらず、紛失や破損等については賠償していただく場合があります。）
- 事故やけが、感染対策についての対応は申請者でお願いします。

----- ここから下は市が記入します。 -----

貸出決定通知書

年 月 日

上記のとおり貸出を許可します。